

宇部市がん患者のためのウィッグ購入費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ウィッグ（かつら）の購入費用の一部を助成することで、抗がん剤治療等の副作用により、脱毛された方の整容を改善し、生活の質を高め、社会参加や就労につなげることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で、宇部市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 現にがん治療を受けている者又は過去にがん治療を受けていた者で、抗がん剤治療等の副作用による頭部の脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した者
- (3) 山口県アピアランスケア推進事業助成金の助成対象者とならないこと

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次の各号のいずれにも該当するウィッグ本体（ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットは含む。）の購入にかかる費用（以下「購入費用」という。）とし、対象者1人につき1個を限度とする。ただし、購入費用に対する他からの助成等がある場合は、これを控除する。

- (1) 全体かつら（部分かつらは不可）
- (2) 平成29年4月1日以降に購入したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) ウィッグ本体を作成するために購入した材料等の費用
- (2) ウィッグ本体の付属品（前項に規定した皮膚を保護するためのネットは除く）やケア用品等の費用
- (3) その他市長が適当でないと認める費用

(助成額)

第4条 購入費用に対する助成額（以下「助成金」という。）は、購入費用の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は3万円のいずれか低い方の額とし、市長は、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、ウィッグを購入した日の翌日から起算して1年以内に、宇部市がん患者のためのウィッグ購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ウィッグを購入した金額の明細を証明する書類
- (2) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類
- (3) 同意書（様式第2号）
- (4) 対象がん患者の属する世帯員全員の所得課税証明書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象者1人につき1回を限度とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、その結果を宇部市がん患者のためのウィッグ購入費助成金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(助成金の支払)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者に、助成金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 申請内容等に虚偽の事実や不正の手段により助成金の交付を受けた事実が認められたとき

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合、当該取り消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されている場合は、期日を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 市長は、この要綱の施行の日から3年を期限として助成を行う。なお、その期限経過後に改めて助成の必要性等の検討を行い、真に必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度に購入されたウィッグについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。